

「食のデジタルカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務委託公募要領

1 趣旨

静岡県産の農林水産物や加工品を掲載する「食のデジタルカタログ」（以下、「カタログ」という。）を活用し、県産品の新たな販路を開拓するため、首都圏や山の洲（静岡県、山梨県、長野県、新潟県）等の量販店、EC、飲食店等（以下、「量販店等」という。）のバイヤーと、本県産農林水産物の生産者、加工事業者及び物流事業者等（以下、「生産者等」という。）とのオンライン商談会や、バイヤーによる産地訪問等を実施する。また、バイヤーと生産者等との商談におけるマッチング支援等の役割を担うコーディネーターを設置する。

2 公告 令和3年4月26日（月）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 川勝平太
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電 話 054-221-2678 FAX 054-221-2698
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務の名称
「食のデジタルカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務委託
- (2) 業務の内容
県産農林水産物及び加工品（しずおか食セレクション、ふじのくに新商品セレクションなど本県のブランド商品等を想定）の情報をバイヤーや消費者が閲覧できるウェブサイト「食のデジタルカタログ」を活用した県産品の販売開拓業務（別紙仕様書参照）。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 契約限度額
総額9,900,000円（消費税及び地方消費税額を含む）※限度額を超えたものは失格とする。
- (5) 契約費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 静岡県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール（予定）

ホームページによる公告開始	令和 3 年 4 月 26 日（月）
質問票の提出期限	令和 3 年 5 月 10 日（月）17 時まで
質問票の回答	令和 3 年 5 月 14 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 3 年 5 月 18 日（火）17 時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 3 年 5 月 21 日（金）
審査結果の通知	令和 3 年 5 月 24 日（月）

なお、応募者の状況により変更する可能性がある。

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式 1）により提出すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・ 電話や来訪による口頭での質問
- ・ 提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和 3 年 5 月 10 日（月）17 時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 県庁東館 7 階
Fax : 054-221-2698 Mail : marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

FAX 又は電子メール

エ 回答

質問提出期限終了後に一括して5月14日（金）午後5時までに伝達する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ		様式2	1
②	企 画 提 案 書	<p>以下のアからカの事項について、評価基準を考慮してできる限り具体的な提案内容を記載すること。</p> <p>ア 業務の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名） ・実施責任者、担当者の業務内容 ・過去5年間に実施した類似事業の実績 <p>イ 提案書の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容のポイント <p>ウ オンライン商談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量販店等の選定方法から商談会の開催計画 ・商談評価シートの内容（商品名、成約状況、今後の商談予定、改善要望、販売予定等） <p>エ 産地訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量販店等の選定方法から産地訪問の計画 ・商談評価シートの内容（商品名、成約状況、今後の商談予定、改善要望、販売予定等） <p>オ コーディネーターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの氏名、年齢、居住地、勤務地、資格、業務履歴、実績等 ・コーディネーターの役割 ・商談評価シートを活用したフィードバック方法 ・カタログの維持・管理と情報発信の方法 ・取引が継続的につながる仕組みの提案 <p>カ KPI（重要業績評価指標）の複数設定</p>	ア～オ 任意 カ 様式3	8
③	参 加 資 格 確 認 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要等（定款及び組織、沿革、事業等会社の概要） ・直近1年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税） 	任意	1
④	見 積 書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 	任意	1

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

※ 上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和3年5月18日（火）17時まで（必着）

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館7階

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(4) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 日時

令和3年5月21日（金）13時30分から（仮）

※個別のプレゼン時間については提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、リモート（ZOOM）にて行う。

イ 企画提案の所要時間

各提案者 30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内）とする。

ウ 注意事項

- ・ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

エ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

評価基準

評価項目		評価基準	評価
提案内容	オンライン商談会の開催	販路開拓に高い効果が見込まれる量販店等が4社以上提案され、その根拠は明確であるか。	5
		商談評価シートは、改善につながる適切な項目が設定されているか。	5
		商談会の開催は、時期、規模、回数等が適切に設定されているか。	5
	産地訪問の実施	販路開拓に高い効果が見込まれる量販店等が2社以上提案され、その根拠は明確であるか。	5
		商談評価シートは、改善につながる適切な項目が設定されているか。	5
		産地訪問は、時期、規模、回数等が適切に設定されているか。	5
	コーディネーターの設置	「オンライン商談会」や「バイヤーの産地訪問」でのコーディネーターの役割は、具体的かつ成約に効果的であるか。	5
		商談評価シートの活用などによる効果的なフィードバック方法があるか。	5
		カタログのブラッシュアップの方法は具体的で、InstagramやYoutube等を活用した戦略的かつ効果的な情報発信の提案がされているか。	5
		カタログの運営者と連携したアクセス状況等の効果分析が盛り込まれ、広くカタログを周知できるか。	5
		カタログを活用し、業務を通じて生産者とバイヤーの取引が継続的につながる仕組みが提案されているか。	5
		問題点を洗い出し改善策を考え、生産者とバイヤーに提示することで更なる取引につながるか。	5
KPIの設定	業務内容を踏まえた適切なKPI（重要業績評価指標）が複数設定されているか。	10	
実現可能性	具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか。	10	
実施体制	業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。	10	
経済合理性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。	10	
合計			100

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式4）又は非選定通知書（様式5）にて、全ての企画提案者に5月24日（月）に通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、令和3年5月26日（水）から5日以内に書面（自由様式）により、FAX 又は電子メールで非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約方法

- ・ 契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
- ・ 契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9 留意事項

ア 委託先として選定した事業者を公表する。

イ 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

10 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課マーケティング企画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-2678 FAX 054-221-2698

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp